

『道州制特区』に関する経過等

資料1

『道州制特区』は、地方分権のモデル的な取組みとして、現行の都道府県制を前提としつつ、広域性のメリットを活かした権限移譲等を実施することなどにより、国民がその成果を実感することを通じ、道州制に関する国民的な理解や論議が深まる効果を期待するものである。

年月日	事 項
平成 15 年 12 月 19 日	○第 29 回経済財政諮問会議において、知事から北海道のアイデアを紹介
平成 16 年 5 月 28 日	○第 12 回経済財政諮問会議において、知事から北海道の提案について説明 ・さらに具体的な提案を要請
6 月 4 日	○「基本方針 2004」に『道州制特区』に関して記載
8 月 10 日	○経済財政諮問会議の要請を受けて、北海道から国に対して再提案
平成 17 年 1 月 21 日	○総理施政方針演説に『道州制特区』に関して記載
4 月 1 日	○内閣府に『道州制特区』推進担当室を設置
4 月 13 日	○『道州制特区』関係省庁連絡会議（第 1 回）の開催
4 月 20 日	○『道州制特区』関係省庁連絡会議幹事会（第 1 回）の開催
6 月 21 日	○「基本方針 2005」に『道州制特区』に関して記載
7 月 1 日	○『道州制特区』関係省庁連絡会議幹事会（第 2 回）の開催 ・提案に対する関係省庁の回答をとりまとめ
8 月 4 日	○北海道から関係省庁の回答に対する意見の提出
10 月 6 日	○『道州制特区』関係省庁連絡会議幹事会（第 3 回）の開催 ・提案に対する関係省庁の再回答をとりまとめ ・連携・共同事業に係る実現に向けた工程表等の確認
10 月 28 日	○自民党北海道道州制検討小委員会で中間報告とりまとめ
平成 18 年 1 月 20 日	○総理施政方針演説に『道州制特区』に関して記載
2 月 5 日	○副大臣・北海道知事が会談（知事から道路河川を含め権限移譲についての考え方の表明）
2 月 8 日～	○自民党北海道道州制検討小委員会検討開始(以後計 9 回開催)、公明党道州制に関する P T 検討開始(以後計 4 回開催)
2 月 9 日～	○副大臣会議に『道州制特区』に関する P T 設置、初会合（以後計 4 回開催）
4 月 12 日	○自民党道州制調査会・北海道道州制検討小委員会及び公明党内閣・総務・道州制 P T 打ち合わせにおいて、内閣府から法案の基本的考え方（素案）を提示し、了承
4 月 14 日	○『道州制特区』関係省庁連絡会議（第 2 回）の開催
5 月 19 日	○「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出
6 月 14 日	○衆議院内閣委員会において、法案の提案理由説明（→継続審議に）
7 月 7 日	○「基本方針 2006」に法案に関して記載
9 月 26 日	○安倍新内閣に道州制担当大臣が置かれ、法案を担当。

自民党マニフェストにおける『道州制特区』に関する記述

○「自民党政権公約 2003」（2003 衆院選）より抜粋（15.10.10）

4. 道州制導入の検討と北海道における道州制特区の先行展開

- ・将来あるべき行政の姿として道州制導入を検討
- ・地方分権改革の「先行実施モデル地域」として北海道道州制特区を創設
- ・内閣府等に担当組織を設置し、2004年度中に「道州制先行プログラム」を作成

- ・地方分権改革、自治体改革等を進めつつ、将来のあるべき行政のひとつの姿として道州制基本法の制定など、道州制導入の検討を進める。
- ・将来の道州制導入をもにらみつつ、地方分権改革のモデルケースとして2004年度に「北海道道州制特区」を創設する。補助金の改革（統合補助金や補助採択基準の見直し）、規制緩和や許認可権限の移譲、道への交付税一括交付等を先行的に進める。実施にあたっては、市町村合併の推進、歳出見直しや行政コストの削減、課税自主権の発揮等、地方行政体制の整備や道財政の健全化努力に対する数値目標の提示を求める。あわせて、将来の本格的な道州制導入を念頭に、地方支分部局の統廃合について検討を進める。

○「自民党参議院公約」（2004 参院選）より抜粋（16.6.16）

項目	公約内容	具体的措置および今後取り組むべき施策
4.道州制導入の検討と北海道における道州制特区の先行展開		
	将来あるべき行政のひとつの姿として道州制導入の検討を進める。	党内に「道州制に関する特別委員会」を新設し、議論を開始する。政府は第28次地方制度調査会で検討中。
	2004年(平成16年)度に地方分権改革のモデルケースとして「北海道道州制特区」を創設。 内閣府などに担当組織を設置し、2004年(平成16年)度中に「北海道道州制先行プログラム」を作成。	「道州制に関する特別委員会」で検討。

○「自民党政権公約2005」（2005衆院選）より抜粋（17.8.19）

「地方分権」とあわせて「地方行政改革」を断行します。

017. 三位一体改革の推進

19年度以降も地方の意見を尊重しつつ、一般財源を確保のうえ、地方分権をさらに推進するとの展望のもと、当面18年度までの三位一体改革の全体像（補助金廃止4兆円、税源移譲3兆円規模、地方交付税見直し）を確実に実現する。

018. 市町村合併をさらに促進

市町村合併の結果、17年度末までに、1822自治体となるが、合併の進んでいない地域を中心に、さらなる合併を推進する。

019. 道州制導入の検討を促進

地方自治および国の統治のシステムを効率的でスリムなものに再構築するため、道州制導入を検討する。また、その先行的試みとしての北海道道州制特区を推進する。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」における

『道州制特区』に関する記述

- 「基本方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日）
「地方分権推進のモデル的な取組としてのいわゆる「道州制特区」について、地域からの提案を受け止めつつ、その趣旨を生かす推進体制を整える。」
- 「基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日）
「地方分権のモデル的な取組としてのいわゆる「道州制特区」について、引き続き推進する。」
- 「基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日）
「道州制特区推進法案の成立を期す。」

総理の施政方針演説における『道州制特区』に関する記述

- 平成 16 年 1 月 19 日
「道州制については、北海道が地方の自立・再生の先行事例となるよう支援してまいります。」
- 平成 17 年 1 月 21 日
「引き続き市町村合併を推進するとともに、北海道が道州制に向けた先行的取組となるよう支援いたします。」
- 平成 18 年 1 月 20 日
「引き続き市町村合併を推進するとともに、北海道が道州制に向けた先行的取組となるよう支援いたします。」

権限等の移譲の内容及び主な関係府省

NO	事 項 名	主な関係府省
1	理容師・美容師・調理師養成施設の指定及び監督に関する機能	厚生労働省
2	総合衛生管理製造過程（HACCP（ハサップ））の承認、監視指導等の権限の移譲	厚生労働省
3	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等（結核予防法等）を行う指定医療機関の指定及び監督に関する機能	厚生労働省
4	過疎地におけるNPO等に対する有償運送許可に関する権限の移譲	国土交通省
5	都市計画決定の際の大臣同意の廃止等	国土交通省、農林水産省、（環境省）
6	鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可や国指定鳥獣保護区内での捕獲許可に関する権限の移譲	環境省
7	民有林直轄治山事業に係る事務の移譲	農林水産省
8	直轄砂防事業に係る一部の事務の移譲	国土交通省
9	商工会議所法に係る定款変更等に関する権限の移譲	経済産業省
10	新事業創出促進法に基づく最低資本金規制の特例手続である創業者確認に関する権限の移譲	経済産業省
11	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく中小小売商業高度化事業計画（TMO計画）の認定・変更認定等の権限の移譲	経済産業省
12	自立就業支援助成金など3助成金事業の移譲	厚生労働省
13	農業関係事業の実施に係る地区採択申請や補助金交付申請等の経由事務の移譲	農林水産省

連携・共同事業の内容及び主な関係府省

NO	連携・共同事業の内容	主な関係府省
1	国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実	厚生労働省
2	共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化(北海道IT施策推進連絡会議(DOIT5)を活用したポータルサイトの在り方の検討)	総務省、経済産業省、国土交通省
3	共同データベース構築による法人設立届出の一本化	財務省
4	税務に関する相談や広報事業の共同実施	財務省
5	国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携	環境省
6	国有林と民有林が一体となった森林づくり	農林水産省
7	異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施	国土交通省
8	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化	国土交通省
9	防災体制や防災装備の一元的な管理・運用	内閣府、消防庁、国土交通省
10	農作物被害調査の共同実施	農林水産省
11	バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの創出	経済産業省
12	国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成	厚生労働省、経済産業省
13	国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携	厚生労働省
14	道路管理者が連携した案内標識の整備	国土交通省
15	ビジット・ジャパン・キャンペーンに関する連携	国土交通省
16	国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施	農林水産省
17	国と道による国営農地再編整備事業の共同実施	農林水産省
18	新食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施	農林水産省
19	道内における食育推進活動の共同実施	農林水産省
20	第3種、第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施	農林水産省
21	CIQ業務への地方公共団体職員派遣	法務省・財務省・厚生労働省

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案の概要

趣旨

将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体の区域を道州制特別区域として設定し、当該区域において広域行政を推進することにより、地方分権の推進や行政の効率化、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与しようとするもの。

※ 現時点で特定広域団体となるのは北海道のみ（政令により限定）

要旨

- ①政府は、広域行政の推進に関する基本的な方針である**道州制特別区域基本方針**を閣議決定
- ②広域行政を実施する特定広域団体が、内閣総理大臣に対し、**道州制特別区域基本方針の変更についての提案**
- ③特定広域団体による道州制特別区域計画の作成、道州制特別区域計画に基づく**法令の特例措置や工事又は事業に充てられる交付金の交付等の特別の措置**(※)を講ずる。

(※) ①調理師養成施設の指定、②国等が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定、
③鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可、④商工会議所に対する監督の一部、
⑤直轄通常砂防事業の一部、⑥民有林直轄治山事業の一部、
⑦開発道路に係る直轄事業、⑧二級河川に係る直轄事業 } ⑤～⑧は、北海道のみに委譲

- ④内閣に内閣総理大臣を本部長とする**道州制特別区域推進本部を設置**
- ⑤平成27年度において、広域行政の推進に関する制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

施行日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日
(ただし、法令の特例措置の規定は、平成19年4月1日)

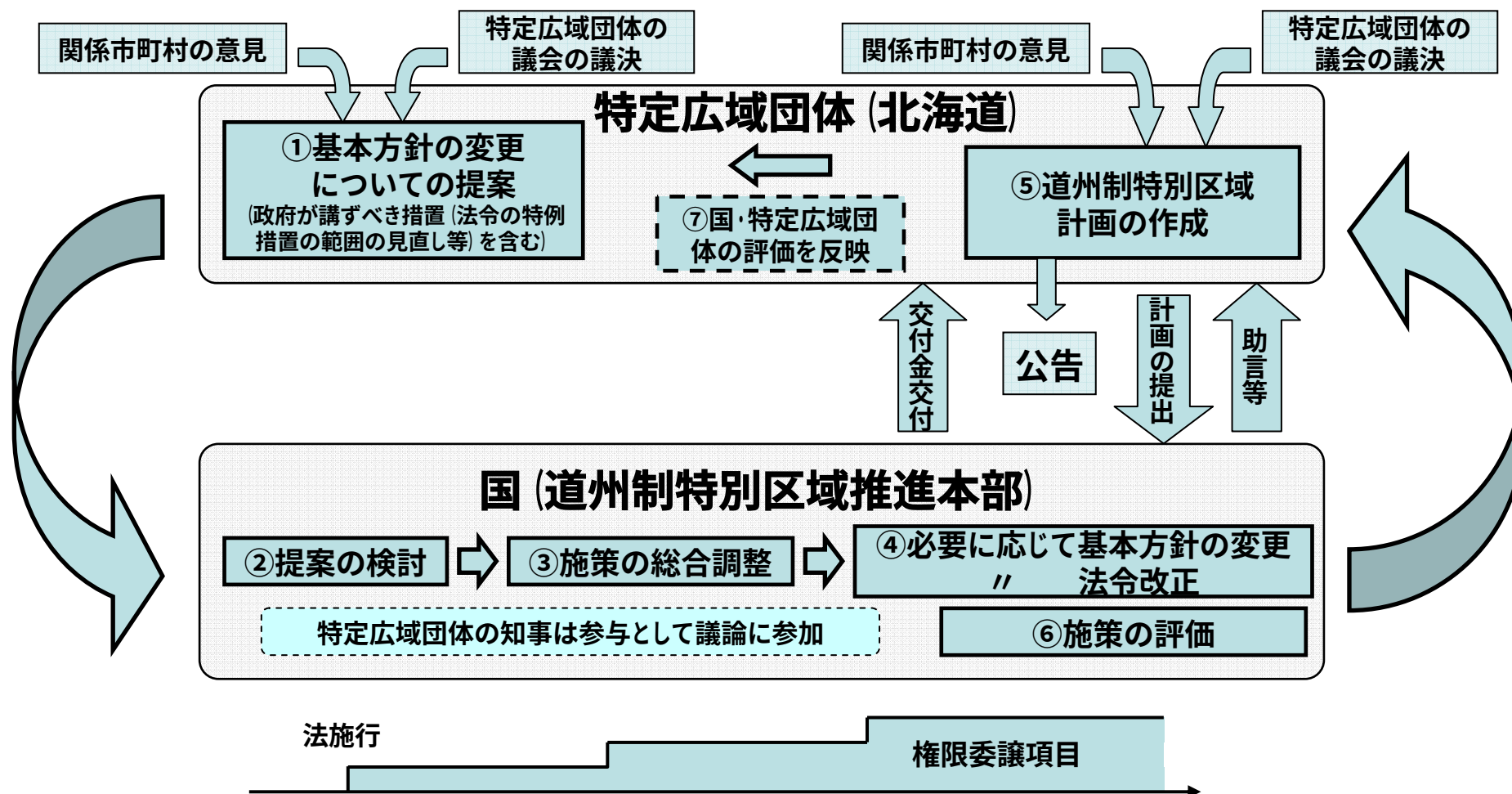
道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律のイメージ

資料6

目的：広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域計画に基づく特別の措置等を定め、地方分権の推進と行政の効率化に資するとともに、北海道地方等の自立的発展に寄与

基本理念：広域行政の推進は、住民の福祉の向上、経済・社会の発展に寄与すること等を旨として実施

努力義務：国・特定広域団体は、道州制特別区域における広域行政を総合的かつ効果的に推進するよう努める
国・特定広域団体は、相互に協力し、行政の効率化に努める



交付金のイメージについて (案)

【例】 開発道路の改築事業を委譲する場合

全てを交付金化：特定道路事業交付金

現行	直轄事業 国負担 80/100	北海道負担 20/100
	直轄負担分について交付金化	
委譲後	交付金事業 国負担 80/100	北海道負担 20/100
(参考) 本州等	補助事業 国負担 50/100	都府県負担 50/100

※ 道路・河川等種類別の交付金を創設
移籍する人数に応じて人件費を交付金に積算

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（概要）

1 目的（第1条）

この法律は、市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域^{※1}の設定、道州制特別区域計画に基づく特別の措置等について定め、もって地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目的とする。

※1 道州制特別区域：現行の都道府県制を前提に、北海道地方又は自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域を一体とした地方（3以上の都府県の区域の全部をその区域に含むものに限る）のいずれかの地方の区域の全部をその区域に含む都道府県であって政令で定めるもの（以下「特定広域団体」という）の区域をいう。

＊将来、ブロック単位で都府県の合併が行われた場合は本法の対象になりうるが、現時点で対象となるのは北海道地方のみ

＊現時点で特定広域団体となるのは北海道のみ（政令により限定）

2 基本理念（第3条）

- （1）広域行政^{※2}の推進は、地域の特性に配慮しつつ、住民の福祉の向上、経済・社会の発展に寄与すること等を旨として、行われなければならない。
- （2）広域行政の推進は、国と特定広域団体との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域団体の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。

※2 広域行政：特定広域団体により実施されることが地域の実情に応じた広域の見地から適当と認められる施策に関する行政

3 国及び特定広域団体の努力義務（第4条）

- （1）国及び特定広域団体は、基本理念にのっとり、広域行政を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。
- （2）国及び特定広域団体は、広域行政の推進につき、相互に協力するとともに、それらの行政を効率化するよう努めなければならない。

4 道州制特別区域基本方針（第5条）

政府は、道州制特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない（閣議決定）。

基本方針には、広域行政の推進の意義・目標に関する事項、広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置（法令の特例措置等）についての計画及び計画期間等を定めるものとする。

＊基本方針は、北海道に限定して作成

5 特定広域団体の提案（第6条）

特定広域団体は、関係市町村の意見を聴いた上で、議会の議決を経て、内閣総理大臣に対し、基本方針の変更（法令の特例措置の範囲の見直し等を含む。）についての提案をすることができる。

内閣総理大臣は、道州制特別区域推進本部（以下「本部」という。）の議を経て、提案を踏まえた基本方針の変更をする必要があると認めるときは、遅滞なく、本部が作成した基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

（提案を踏まえた基本方針の変更をしない場合も、本部の議を経ることが必要）

6 道州制特別区域計画の作成等（第7条～第18条）

特定広域団体は、基本方針に基づき、目標、当該団体の広域的施策の内容（①～④、北海道のみ⑤～⑧も含む）等を定めた道州制特別区域計画（以下「計画」という。）を関係市町村の意見を聴いた上で、議会の議決を経て、作成し、公告する。

計画に下記の事項（①、②…）が定められた場合、各々の法令の特例措置等を適用する。

国は、特定広域団体に対し、計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言等を行うよう努めなければならない。

- ① 調理師養成施設の指定
- ② 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定
- ③ 鳥獣保護法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可
- ④ 商工会議所に対する監督の一部
- ⑤ 直轄通常砂防事業の一部
- ⑥ 民有林の直轄治山事業の一部
- ⑦ 開発道路に係る直轄事業
- ⑧ 二級河川に係る直轄事業

北海道のみに委譲

7 交付金（第19条）（別紙参照）

国は、⑤～⑧が北海道の計画に定められている場合において、北海道が事業を実施するときは、その実施に要する経費に充てるため、法令の規定により国が実施するならば国が負担することとなる割合を参酌して、予算の範囲内で、その種類ごとの交付金を交付することができる。

8 道州制特別区域推進本部（第20条～第29条）

内閣に内閣総理大臣を本部長とする道州制特別区域推進本部を置き、本部においては、基本方針の案の作成に関すること、広域行政の推進に関する施策で重要なものの企画・立案・総合調整に関すること等を行う。

9 その他（附則第3条）

政府は、⑦及び⑧の委譲の5年後（平成27年度）において、広域行政の推進における国・特定広域団体の行政の効率化の状況その他のこの法律の施行の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、交付金に関する制度その他の広域行政の推進に関する制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

10 施行期日（附則第1条）

公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（①～④は平成19年4月1日。⑤、⑦、⑧は平成22年度以降、⑥は平成19年度以降の年度の予算に係る交付金の交付について適用）